

雇用情報にほんまつ

令和5年3月号

管内人口(令和5年2月1日現在)

二本松市	52,095 人
本宮市	30,001 人
大玉村	8,756 人

ハローワーク二本松

〒964-0906

二本松市若宮二丁目162番地5

TEL0243-23-0343

雇用動向

令和5年1月内容

- ▶ 有効求人倍率は1.87倍で前月を0.17ポイント上回った。なお月間有効求職者数は1,231人で前月より5.9%増加し、月間有効求人数は2,301人で前月から16.6%増加した。
- ▶ 新規求人倍率は2.77倍で前月を0.25ポイント上回った。なお新規求職者数は367人で前月より45.6%増加し、新規求人数は1,018人で前月から60.6%増加した。

▶ 有効求人倍率	二本松	1.87 倍	(前月比 + 0.17ポイント)
	福島県	1.49 倍	(前月比 + 0.03ポイント)
	全国	1.35 倍	(前月比 - 0.01ポイント)
▶ 完全失業率	全国	2.4 %	(前月比 - 0.1ポイント)
▶ 新規求職者数	二本松	367 人	(前月比 + 115人)
▶ 新規求人数	二本松	1,018 人	(前月比 + 384人)
▶ 有効求職者数	二本松	1,231 人	(前月比 + 69人)
▶ 有効求人数	二本松	2,301 人	(前月比 + 328人)

図1 新規求職者数・新規求人数

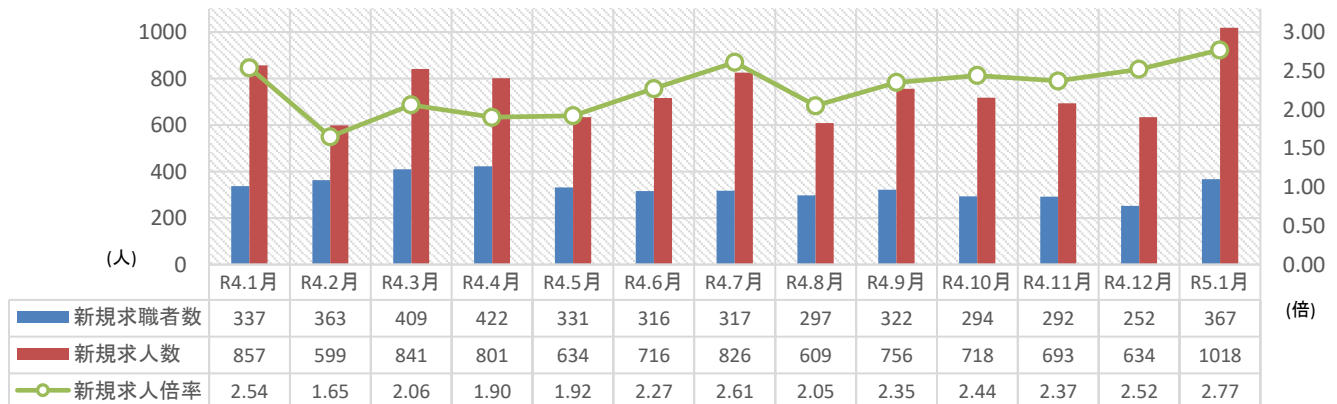
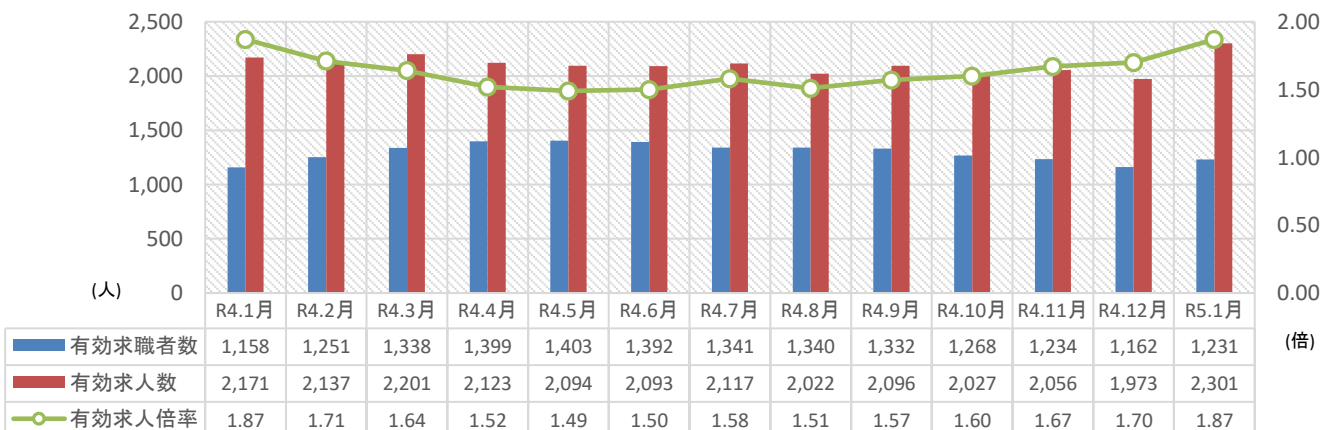


図2 有効求職者数・有効求人数



【表1】一般職業紹介状況

区分	項目	令和5年1月			前月		前年同月		
		計	男	女	うち常用	計	うち常用	計	うち常用
1	新規求人数	1,018	-	-	935	634	603	857	791
2	月間有効求人数	2,301	-	-	2,119	1,973	1,720	2,171	1,960
3	新規求職申込件数	367	165	202	366	252	223	337	333
	うち中高年	214	110	104	213	148	120	167	164
4	月間有効求職者数	1,231	601	630	1,202	1,162	1,128	1,158	1,125
	うち中高年	712	369	343	685	665	634	613	585
5	紹介件数	347	169	178	312	210	181	328	300
	うち中高年	194	102	92	171	107	84	145	125
6	就職件数	102	57	45	86	88	75	87	77
	うち中高年	51	26	25	41	47	39	38	30
7	充足数	74	-	-	62	70	59	78	68
8	新規求人倍率	2.77	-	-	2.55	2.52	2.70	2.54	2.38
9	有効求人倍率	1.87	-	-	1.76	1.70	1.52	1.87	1.74
10	就職率(%)	27.8	-	-	23.5	34.9	33.6	25.8	23.1
	うち中高年	23.8	-	-	19.2	31.8	32.5	22.8	18.3
11	充足率(%)	7.3	-	-	6.6	11.0	9.8	9.1	8.6

※学卒を除きパートを含みます。

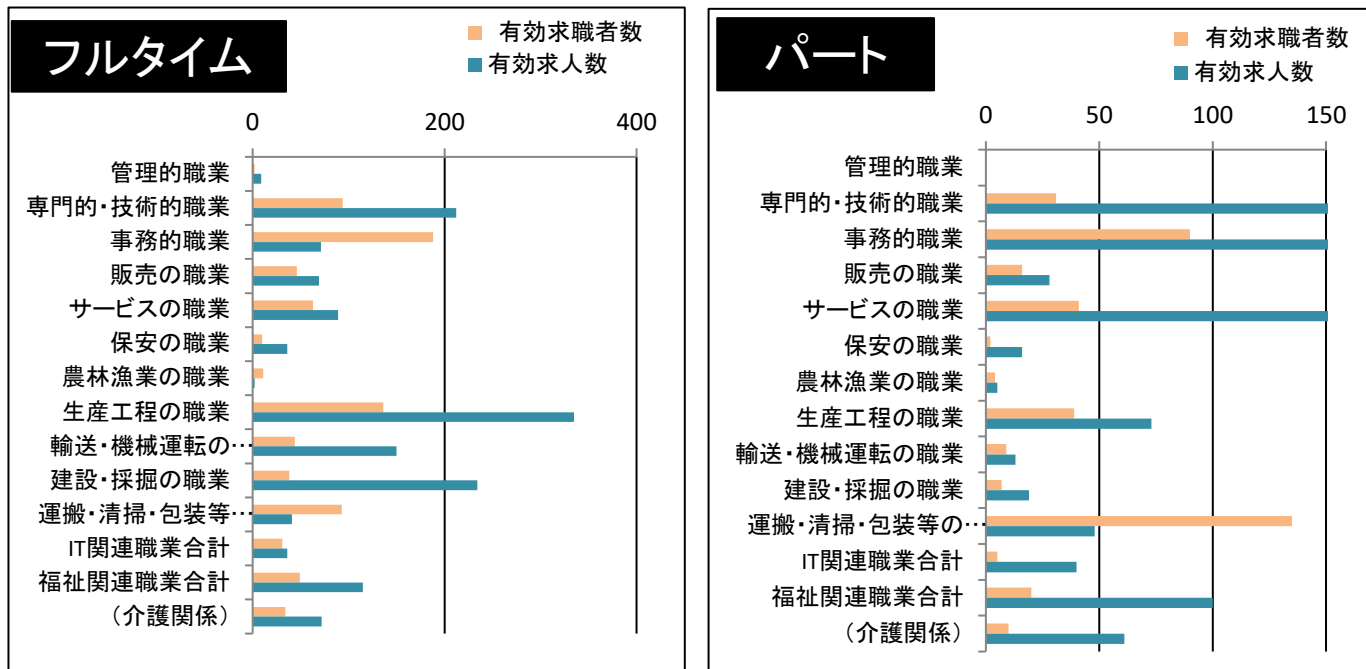
注)男女別を記載しないで求職登録が可能のため、男女計が一致しない場合があります。

【表2】職業別賃金情報・バランスシート

職業	新規求人 平均賃金 (千円)	新規求職 希望賃金 (千円)	有効求人数 (常用)		有効求職者数 (常用)		有効求人倍率 (常用)		
			フルタイム	パート	フルタイム	パート	フルタイム	パート	パート
職業計	222	188	1,248	871	778	424	1.76	1.60	2.05
A 管理的職業	278	0	9	0	2	0	4.50	-	-
B 専門的・技術的職業	239	215	212	255	94	31	3.74	2.26	8.23
C 事務的職業	194	170	71	216	188	90	1.03	0.38	2.40
D 販売の職業	217	227	69	28	46	16	1.56	1.50	1.75
E サービスの職業	184	169	89	198	63	41	2.76	1.41	4.83
F 保安の職業	0	166	36	16	10	2	4.33	3.60	8.00
G 農林漁業の職業	0	173	2	5	11	4	0.47	0.18	1.25
H 生産工程の職業	197	194	335	73	136	39	2.33	2.46	1.87
I 輸送・機械運転の職業	259	204	150	13	44	9	3.08	3.41	1.44
J 建設・採掘の職業	246	203	234	19	38	7	5.62	6.16	2.71
K 運搬・清掃・包装等の職業	205	186	41	48	93	135	0.39	0.44	0.36
IT関連職業合計	189	213	36	40	31	5	2.11	1.16	8.00
福祉関連職業合計	227	195	115	100	49	20	3.12	2.35	5.00
(介護関係)	212	178	72	61	34	10	3.02	2.12	6.10
分類不能の職業	0	195	0	0	53	50	0.00	0.00	0.00

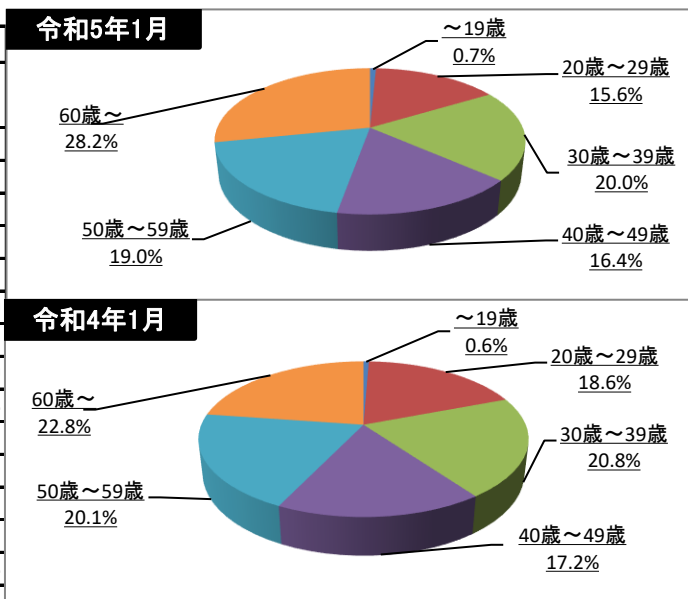
※臨時求人は含みません。このため、本月計と一致しないことがあります。

図3 職業別バランスシート



【表3】年代別有効求職者分布状況 ※パートを含む

年齢	有効常用求職者数		
	令和5年1月	前年同月	前年同月増減
合計	1,202	1,125	77
全体に対する割合	100%	100%	6.8
～19歳	9	7	2
	0.7%	0.6%	28.6
20歳～29歳	188	209	▲21
	15.6%	18.6%	-10.0
30歳～39歳	241	234	7
	20.0%	20.8%	3.0
40歳～49歳	197	193	4
	16.4%	17.2%	2.1
50歳～59歳	228	226	2
	19.0%	20.1%	0.9
60歳～	339	256	83
	28.2%	22.8%	32.4



【表4】雇用保険取扱状況

項目	区分	令和5年1月	前月	前年同月	対前月比	対前年同月比
適用事業所数		1,567	1,567	1,569	0.0	▲0.1
被保険者数		26,022	26,022	25,946	▲0.0	0.3
資格取得者数		276	226	207	22.1	33.3
資格喪失者数		275	286	383	▲3.8	▲28.2
離職票交付枚数		167	162	228	3.1	▲26.8
受給資格決定件数		46	48	70	▲4.2	▲34.3
初回受給者数		45	52	52	▲13.5	▲13.5
受給者実人員		252	256	227	▲1.6	11.0
基本手当総支給額(千円)		33,283	29,730	27,788	12.0	19.8
特例一時金受給者数		31	5	23	520.0	34.8
再就職手当支給人員		23	35	18	▲34.3	27.8
教育訓練給付受給者		3	6	11	▲50.0	▲72.7

雇用調整助成金の特例措置（コロナ特例）の経過措置については、令和5年3月31日をもって終了することとなっています。

雇用調整助成金は令和4年12月以降は通常制度とし、一定の経過措置を講じてきたところですが、**令和5年3月31日をもって経過措置を終了することとなっています。**

令和5年4月1日以降の休業等（※）については支給要件を満たせば通常制度をご利用いただけます。主な支給要件は以下のとおりですが、検討中の案であり、厚生労働省令の改正等が必要です。決まり次第お知らせします。

（※）令和5年4月1日以降に判定基礎期間の初日がある休業等。以下同じ。

1. 生産指標の確認は、直近3か月と前年同期との比較となります。

直近3ヶ月の生産指標（売上高など）が前年同期と比較して**10%以上**低下していることが要件となります。起業して間もない事業主の休業など、比較可能な前年同期が無い場合は助成対象となりません。

2. 雇用量要件を満たす必要があります。

休業等を実施する事業所における雇用保険被保険者や受け入れている派遣労働者数の直近3か月の平均値が、前年同期に比べ5%を超えかつ6名以上（中小企業事業主の場合は10%を超えかつ4名以上）増加していないことが必要です。

3. 最後の休業等実施日から1年経過している必要があります。

コロナ特例を利用していた事業所が令和5年4月1日以降の休業等について通常制度を申請する場合、最後の休業等実施日を含む判定基礎期間末日から**1年経過している必要があります。**（クーリング期間要件。詳細は裏面を参照ください。） *従前（コロナ前）は、対象期間終了後1年経過が必要。

4. 計画届の提出は不要です。

令和5年4月1日以降の休業等については、令和5年6月頃までの間、計画届の提出を不要とします。
*従前（コロナ前）は、休業等の実施前に計画届その他の書類の提出が必要。

5. 残業相殺は行いません。

令和5年4月1日以降の休業等については、令和5年6月頃までの間、残業相殺は行いません。
*従前（コロナ前）は、判定基礎期間中に実施した休業等の延べ日数から所定時間外労働日数の差引が必要。

6. 短時間休業の要件を緩和します。

一部の労働者を対象とした短時間休業も助成対象とします。
*従前（コロナ前）は、助成金の対象となる労働者全員に対し、一斉に休業を実施することが必要。

上記の他にも、コロナ特例とは異なる要件があります。対象労働者の被保険者期間など、詳細については雇用調整助成金の通常版ガイドブックをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

> 裏面に続く

LL050228企01

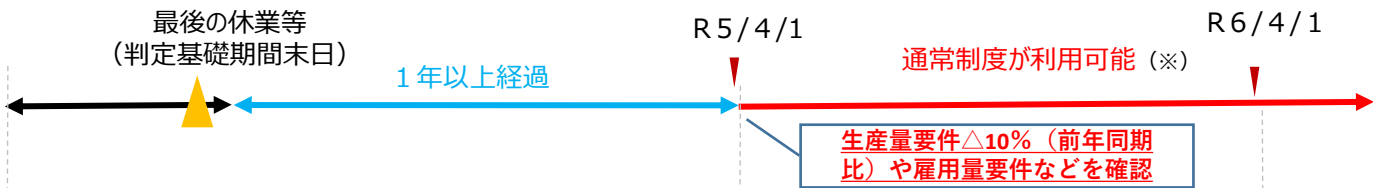
コロナ特例を利用していた場合の 4月以降のクーリング制度の取り扱いについて

以下は検討中の案であり、厚生労働省令の改正等が必要です。決まり次第お知らせします。

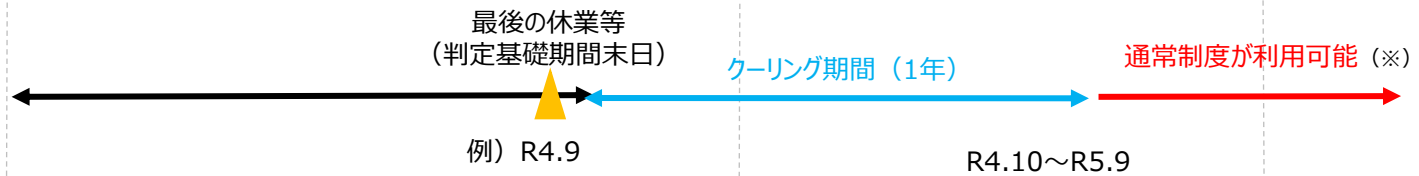
(令和5年3月31日時点で対象期間が1年に達している場合)

- 令和4年3月31日以前に最後の休業等実施日（判定基礎期間末日。雇用調整助成金の受給があるもの）がある場合、支給要件を満たせば令和5年4月1日以降の休業等について通常制度が利用できます。（図①）
- 令和4年4月から令和5年2月に最後の休業等実施日がある場合、最後の休業等実施日から1年経過後、支給要件を満たせば通常制度が利用できます。（図②）
- 令和5年3月に最後の休業等実施日がある場合、最後の休業等実施日から1年経過後、支給要件を満たせば通常制度が利用できます。（図③）

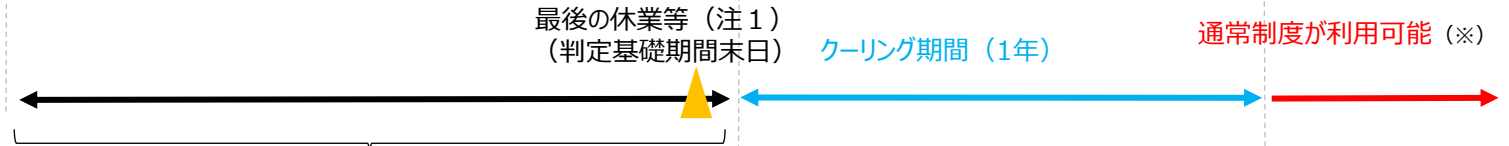
①：令和4年3月31日以前に最後の休業等実施日がある場合



②：令和4年4月から令和5年2月に最後の休業等実施日がある場合



③：令和5年3月に休業等を実施している場合



(①②③共通) R5/3/31時点で対象期間が1年以上（最初の休業等がR4/3/31以前）

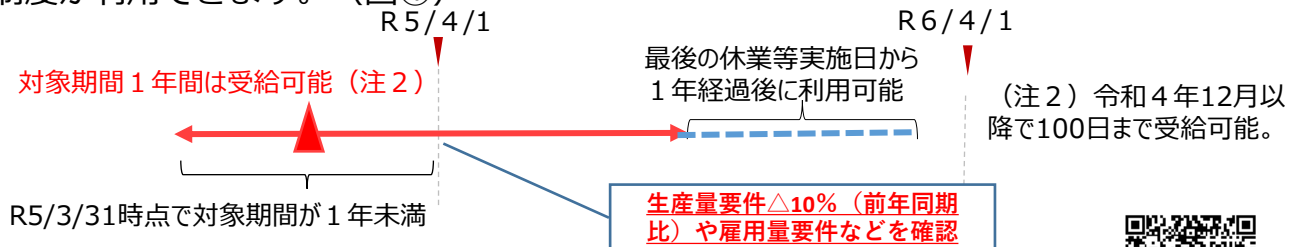
(※) 対象期間は1年間。

(注1) 対象期間の末日（R5/3/31）が判定基礎期間中にある場合は、R5/3/31が判定基礎期間の末日となります。

(令和5年3月31日時点で対象期間が1年に達していない場合)

- 支給要件を満たせば、対象期間が1年に達するまでの間、令和5年4月1日以降の休業等について通常制度が利用できます。（図④）

④



※申請様式やマニュアルはこちらに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html



不正受給への対応を厳格化しています

ご一報
ください

申請事業主の皆さま

- ・申請内容に誤りがあった場合
- ・受給した助成金の返還を希望される場合

従業員の皆さま

- ・不正受給に関する情報を把握している場合

※情報提供者のプライバシー保護には十分配慮いたします。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

連絡先



不正受給の対応を
厳格化しています